

市職員を募集します

平成31年4月1日採用の大崎市職員を募集します。

試験区分

上級試験(大学卒業程度)

職種・採用予定人員など

行政 15人程度

職務内容 行政事務の業務

土木

採用予定人員 若干名

職務内容 土木の専門業務

建築

採用予定人員 若干名

職務内容 建築の専門業務

保健師

採用予定人員 若干名

職務内容 保健師の専門業務

学芸員

採用予定人員 若干名

職務内容 埋蔵文化財の専門業務

受験資格

■共通事項

次のいずれかの人

①昭和58年4月2日から平成

9年4月1日までに生まれ
た人

②平成9年4月2日以降に生
まれた人で、学校教育法に
よる大学(短期大学を除く)
を卒業した人、または平成

31年3月までに卒業する見
込みの人

■保健師

共通事項に加え、保健師の
資格を有する人、または平成

31年4月までに資格を取得す
る見込みがある人

学芸員

共通事項に加え、大学(大学
院を含み、短期大学を除く)で
考古学を専攻し、学芸員の資
格を有する人、または平成

31年3月までに資格を取得す
る見込みがある人

一次試験日

7月22日(日)

申込手続き

■受験申込書の請求先

総務課または各総合支所地
域振興課で6月1日(金)から配

布します。

郵送で請求する場合は、

140円分の切手を貼った返
信用封筒(角型二号)に郵便番
号、住所、氏名を記入し同封し
てください。

申込方法

■受験申込書(写真貼付)と受
験票(62円切手貼付)に必要事
項を記入し、持参または郵送
で提出してください。

郵送の場合は、簡易書留郵
便などの確実な方法で送付し
てください。

送付先

〒989-16188

大崎市古川七日町1-1

大崎市役所総務課人事担当

受付期間

6月1日(金)から19日(火)

17時15分まで(必着)

※土・日曜日は受け付けでき
ません。

※郵送の場合は、6月19日(火)

17時15分までに届いたもの
が有効です。当日消印有効
ではないので注意してくだ
さい。

「くほ健康ポイント事業」に参加しましょう

国民健康保険加入者の皆さ
んの健康づくりを応援するた
め、「くほ健康ポイント事
業」を実施します。

特定健康診査やがん検診の
受診、健康教室などへの参加
でポイントを集めて記念品の
抽選に応募しましょう。日帰
り温泉入浴券や発酵食品など
の記念品が当たります。世界
農業遺産認定を記念し、特別
賞の抽選もあります。

対象者

40歳から74歳までの大崎市
国民健康保険の被保険者で特
定健康診査を受ける人

対象期間

12月末日まで

ポイントの集め方

参加を希望する人は、次の
①②③の手順で5ポイントを集
めて、応募してください。

①「ポイントカード」と「お知
らせチラシ」を特定健診会
場か保険給付課、健康推進
課、各総合支所市民福祉課
のいずれかで受け取る。

②必須の特定健診・がん検診

を受診し、自分で受診日を
記入する。

③市が主催する健康教室・
講座、健康イベントへの参
加、ジェネリック医薬品希
望シールを保険証に貼る
などして、ポイントカード
にスタンプを押してもら
う。

記念品の応募方法

5ポイントを集めて、保険
給付課、健康推進課、各総合支
所市民福祉課健康増進担当の
いずれかにポイントカードを
持参、または保険給付課(古川
七日町1番1号)へ郵送して
ください。

応募期限

平成31年1月10日
(木)(郵送の場合は必着)

その他

抽選の結果、当選者には、
平成31年3月に記念品を送付
します。詳しくは、市ウェブ
サイト(<http://www.city-osaki.miyagi.jp/index.cfm/21.0.92.207.html>)か
お知らせチラシを確認して
ください。

市の花・木・鳥と市民歌の普及事業に補助金を交付します

市の花・木・鳥および市民歌
の普及を目的に、市民、市内の
まちづくり協議会・住民団体・
企業、特定非営利活動法人な
どが行う事業に対し補助金を
交付します。

対象事業

①リーフレットの製作や啓発
コーナーの整備などを行う
事業

②シンポジウムやセミナー、
市民フォーラムなどの事業

③環境の保全・保護活動

④合唱や演奏などを通じて、
多くの市民が市民歌に親し
み、学び、伝承する事業

⑤市民団体や市などが行う、
普及事業や関連イベント情
報などの一元化、情報発信
を行う事業

⑥そのほか、普及啓発の状況
が認められる事業

対象経費

①事業実施のために雇用した
人の賃金

②講師や専門家、出演者など
への謝礼金

③講師や専門家、出演者など

の交通費と宿泊費

④消耗品・印刷製本の費用

⑤郵便切手・広告・保険料など
の費用

⑥会場設営の費用

⑦会場使用料・機械器具の賃
貸料など

⑧そのほか、市長が特に必要
と認める経費

※飲食費や団体などの運営に
関する経費、事業を実施す
る構成員への謝礼など、適
当と認められない経費は補
助金の交付対象外です。

補助額

補助対象経費を合算した額
に補助率2分の1を乗じて得
た額(限度額30万円)

申込

政策課または各総合支所地
域振興課で配布する申請書に
関係書類を添えて、政策課行
政改革担当に提出

※申請書は、市ウェブサイト
(<http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10.19427.25.406.html>)に
掲載しています。

市内の店舗や小規模企業者を支援します

①店舗リニューアル支援事業
補助金

店舗内の改善やバリアフ
リー化、事業の拡大などに必要
な改装費などを補助します。

対象者・店舗

市税などの滞納が無く、古
川商工会議所・大崎商工会・
玉造商工会のいずれかの会員
で、市内で10年以上営業(小売
業・飲食業・サービス業など)
を行っている店舗

補助額

補助対象経費の2分の1以
内(限度額30万円)

②創業・開業支援空き店舗対 策事業補助金

開店のための店舗改装費を
補助します。

対象者・店舗

市税などの滞納が無く、古
川商工会議所・大崎商工会・
玉造商工会のいずれかの会員
で、指定区域内の空き店舗を
賃借して新たに営業(小売業・
飲食業・サービス業など)を開
始する店舗

補助額

補助対象経費の3分の2以
内(限度額100万)

③中小企業・小規模企業者持 続化事業補助金(販路拡大支 援補助)

広報費やデザイン開発費な
ど販路開拓や業務効率化など
に必要な費用を補助します。

対象者

市税などの滞納が無く、古
川商工会議所・大崎商工会・玉
造商工会、または、NPO法人
未来産業創造おおさきから推
薦を受けた中小企業者および
小規模企業者

補助額

補助対象経費の2分の1以
内(限度額20万円)

④中小企業・小規模企業者持 続化事業補助金(新製品新技 術開発補助金)

機械装置費や技術指導料な
ど、工業製品の新型品・新技術
の開発に必要な費用を補助し
ます。

補助額

補助対象経費の2分の1以
内(限度額20万円)

共通事項

①②③の補助金への申込

▼古川商工会議所 ☎ 240055

▼大崎商工会 ☎ 2272

▼玉造商工会 ☎ 20027

※予算に達した時点で受け付
けを終了します。

④の補助金への申込

▼産業商工課 ☎ 7091

※予算に達した時点で受け付
けを終了します。

注意事項

改装工事や備品購入先など
は、原則、市内の業者としま
す。詳しい内容は、事前に産業
商工課 ☎ 7091)にお問
い合わせください。